

『鈴鹿本今昔物語集』巻29の研究(3)

—第16話～第25話—

田口和夫・伊賀北斗

Research on volume 29 of “Suzukabon Konjaku Monogatari Shu”

— Stories 16-25 —

Kazuo Taguchi・Hokuto Iga

本論文は、田口和夫教授を中心とした自主ゼミである、説話ゼミ(旧今昔ゼミ)の活動の報告である。『鈴鹿本今昔物語集』の影印を読みながら、従来の諸説を確認しつつ、鈴鹿本の字形・墨色・虫損などから、新たな問題点を発見・考察し、また解釈においても従来の説をすすめたところがある。

なお、本論は目録編を含め、『鈴鹿本今昔物語集』の第16話から第25話までを範囲としている。

This article is a report on the activity of the “Setsuwa” seminar in which Professor Taguchi is the leader. While reading the “Ei-in” of “Suzukabon Konjaku Monogatari Shu”, we checked historic interpretations and recent discoveries and considered the new points through the form of the characters, the color of the ink, and parts destroyed by insects. Also we looked into the current opinions about interpretation.

The article includes the contents and covers stories 16-25 of “Suzukabon Konjaku Monogatari Shu”.

はじめに

本稿は『言語と文化』第十六号(一〜七話)、第十七号(八〜十五話)に載せた『鈴鹿本今昔物語集』巻29の研究の続稿である。スペースを節約するために、前二稿とは変えて、各話の要約は省略した。記述の手順は前稿と同じく、問題部分についての鈴鹿本の所在(丁と表裏)と問題箇所(――を付す)を含む文を挙げ、鈴鹿本と表記の形式を同じくする旧大系における所在を()の中に記す。次に「各説」として参照資料の注のうち注目すべきものを挙げ、「考説」として考えたことを記す。

本文編

或所女房以盜為業被見頭語第十六

鈴鹿本巻29・28丁裏 本文欠(166頁6行)

〔各説〕諸注ほとんど同趣だが、**新全集**は「某家に宮仕えしていた女房が盜賊を業としていたが發覺し、逮捕・禁獄されたというような

大筋だったらしく、『著聞集』卷十二・四三三話に「檢非違使別当隆房家の女房強盜の事露頭して禁獄の事」という話があり、本話と同じような筋である」とし、**旧全集**の「藤原隆房の檢非違使時代―つまり後鳥羽帝治下の事件とする点で、本集成立年次より時代がかなり下降し過ぎ、同話とは認めがたいもののようなのである」という見解(これが一般的)よりも曖昧な結論にしている。『著聞集』説話との関連については、坂口勉氏『今昔物語の世界』(教育社、昭55)も触れている。坂口氏は後三年の役等の欠話を検討され、「今昔はみずからと同時代を語ろうとしなかった」とされ、本話に關しても、「今昔の成立年次の問題は、今昔が語った説話の内容からではなく、今昔が語ろうとせず欠話欠文としたことのなかにこそ、解明の鍵がある」と考える。さしあたっては、成立年時の下限を一二二〇年代にまで

さげて考察すべきではないだろうか（一二二頁）という見解を披露されている。欠文欠文をどう見るかという観点は共感できるが、成立下限をそこまで引き下げの見解は、大方の賛同を得られていない。

〔考説〕

田口和夫「今昔物語集巻二十九「或所女房以盜為業被見頭語第十六」の欠話について」（平成十七年度説話文学学会六月大会）は、『著聞集』説話において隆房の名が冒頭にしか記されず、後は大理とすること、四条大官の大理として知られるのは、隆房よりも、その父の隆季であることを主たる根拠として、『著聞集』において隆季を隆房と誤認したのであって、『今昔』の欠話は、この『著聞集』説話でよいとする（『説話文学研究』41号収載予定）。

○本文標題の表記について

本文標題の「語第十六」に傍線を付したが、これ

は巻二十九第一話以降の本文表題に共通して見られる現象で、その上の内容を示す標題とは墨色・筆跡ともに異なる。目録標題は一筆と認められるが、本文標題はそうではないのである。（ただし、第二十二話以降と巻末の話番号のない二話については問題が残る）。しかも、この「語第十六」の部分は目録標題の筆跡に類似する。本文標題の筆跡の問題については、池上洵一氏「鈴鹿本を見つめる」（『鈴鹿本今昔物語集―影印と考証―』所収）において、巻七の第二十二話から第二十三話にかけての誤写に関連して、「書写を一時中断する場合、ある話の本文を書き終えて次の話の題目だけを書いたところで筆を置くのが鈴鹿本では普通であったように思われる。同一人の筆跡だが筆勢が急変する箇所が、題目と本文の間に多く認められるからである」と指摘されている。この指摘に含まれることが巻二十九の本文標題の表記にも存在することは認められるが、しかし、連続する各話において、一々に筆を置くということがあったとは考えられない。ここで仮説を提示しておく

ば次のように考えられよう。まず目録の筆写が行われ、次いで本文の筆写者が話番号のない標題と本文を書写する。次いで目録の筆写者が話番号を追記する。こう考えれば統一的に話番号が追記されていることの一応の理由とならう。以下の各話の本文標題においても追記と考えられる部分に傍線を付す。

攝津國來小屋寺盜鐘語第十七

鈴鹿本卷 29・29 丁表 攝津國來小屋寺盜鐘語第十

七(166頁9行)

〔各説〕なし。

〔考説〕本文標題「攝津國來小屋寺盜鐘語」に対し、

目録標題は「攝津國來屋寺盜鐘語」となっており、目録標題は「小」字を欠く。本文標題を一般に「小屋寺に來たりて」と訓じるが、「來」「小」ともに「こ」と読む事ができることを勘案すると、目録が正しく、本文標題は「來」まで書いてから、「小屋寺」が正しいと思ひ直して書き、結果「來」を

抹消しなかつたものとみる。

鈴鹿本卷 29・29 丁表 小屋寺ト云フ寺有リ(166頁

10行)

〔各説〕○旧大系…本文「小屋寺」注二「正字は「昆

陽(こや)寺」。撰津河辺郡稲野村(兵庫県伊丹市)にある。行基の開創といわれる。」

○新全集…本文「小屋寺」注五(626頁地名・

寺社名解説)「正しくは昆陽寺。(中略)『十訓抄』卷七では「兒屋寺」とする。」

〔考説〕『今昔』の目録表題や本文、ならびに同話で

ある『十訓抄』をみると、「昆陽寺」の表記として、「小屋寺」「來屋寺」「兒屋寺」など揺れがあり、『今昔』編纂者も、「こや寺」という形でしか、その名を知らなかつたのではないか。

鈴鹿本卷 29・29 丁裏 此ク 二鐘ヲ槌ク法師ハ

(167頁5行)

〔各説〕 ○旧全集：注一八「漢字表記を記した意識

的欠字。該当語は決しえない。」新全集同じ。

新大系同趣。

〔考説〕 諸説は『十訓抄』に「初後夜などまごころ

につきければ、うれしとおもふほどに」とあることの影響下に、いずれも「正確な時間」という意の言葉を想定したと考えられる。しかし、後に続く、鐘つき法師がわざわざ様子を見に来るといふ内容からすると、「とんでもない時間に、いい加減に」といった悪い意の言葉を想定する方が適当であろう。よって「時じく」を想定語とする。

羅城門登上層見死人盗人語第十八

鈴鹿本卷29・32丁表 立隠テ立テリケルニ（169頁

15行）

〔各説〕 なし。

〔考説〕 諸注指摘しないが、「リ」が右傍に小さく

補われている。

○女と老女の關係

本話は周知の通り芥川龍之介「羅生門」の原拠となつてゐるが、本話に登場する女と老女の關係が例えば「六の宮の姫君と乳母（今昔卷十九第五話・芥川「六の宮の姫君」との關係と同一であり、六の宮の姫君も男が訪れなければこの女と同じ境遇になる可能性があつたことは指摘しておいた方がよいであろう。

袴垂於關山虚死殺人語第十九

鈴鹿本卷29・32丁裏 人ノ多ク立約テ物ヲ見ルヲ

（170頁16行）

〔各説〕 ○旧大系：本文の読み「モトホリテ」、注八

「よみは名義抄による（ツラナリテ・ノゾキテとよむも可）。立ち止まって何かをのぞいているのを見て。なお、字類抄、コの辞字に異き、タチコミテとよめば、おしあいへしあいして集るの意になり、今日のタテコミテの祖とならう。」とする。○旧全集：本

文の読み「もとほりて」で、注一四「約ル」は、めぐる、回る、徘徊するの意であるが、ここでは「立」と複合し、人々が立ち止まって行きもやらずにいること。」とする。新大系、新全集、新潮も同趣。

〔考説〕「たちもとほる」の語義は「あちらこちらへ歩き回る」(小学館『古語大辞典』)であり、「立ち止まって」と解するには無理がある。旧大系の云う「たちこむ」ならば源氏・更級等に用例があり、「人や馬・車などが多くたて込む」(『古語大辞典』)の意で、この場合にあふさわしい。「たちこみて」と読む。

○頼光周辺の説話

本話と共通の発想をもつ説話に、『古今著聞集』卷九武勇の二三五話の後半、源頼光の郎等渡辺綱が死牛の腹に潜んでいた鬼同丸を射るというものがある。両者とも頼光周辺の武勇譚であることが注目される。

明法博士善澄被殺強盜語第二

鈴鹿本卷 29・34 丁裏 此ル、心幼キ事ヲ、云テ(172 頁 13 行)

〔各説〕「此ル、」○旧大系：注一七「底本かく作るは、下の「心」の末画を重点と誤認した為の誤写に基く。」新大系も同様。○旧全集：注六「、」を衍字とみる。」新全集も同じ。「事ヲ、」諸注に言及なし。

〔考説〕「此ル、」は旧大系の説でよいであろう。「事ヲ、」は「ゾ」を書き始めて、誤りに気付き、そのままにしまったものと考ええる。

紀伊國晴澄値盗人語第廿一

鈴鹿本卷 29・34 丁裏 弓シテ・・・弓共皆シツ(173 頁 5・6 行)

〔各説〕○旧全集：注二二「該当語は「ハツ(ス)」か。「弓をはずす」は弓の一端から弦を解きはずして、即座に使用できないようにすること。随順の体。」とする。○新大系：注一

五は弓偏に「召」を書いて「ハツス」(名義抄、字類抄)を想定する。

〔考説〕 いずれも認められる見解である。「ハツス」は卷十第三十一話「皆弓ヲハツシ」の用例に徴しても、漢字表記できなかった語と考えられる。ただし、「弓 シテ」の「弓」字は左に寄っており、偏であるようにも見える。考えすぎではあるが、弦(ユミツル名義抄)のつもりで書き始めて、「弓」だったと気付いたということも想定できる。

鈴鹿本卷 29・35 丁表 弓胡録モ馬鞍モ(173頁 11行)

〔考説〕 旧全集・新全集とも「馬鞍」を「鞍」と訳して特に注しないが、これは他書の「馬・鞍」に従うべきである。

鈴鹿本卷 29・35 丁表 武者モ不立スシテ脇垂ノ者
ニ成テ(173頁 14行)

〔各説〕 ○旧大系がもつとも詳細で、注一八「垂」

を「捶」の省文と見れば、サスとよめ、ワキサシの語が考えられる。ワキサシは徒然草(一一五)に見える如く、侍者の意。されば、茲では、大将ではなくて、侍者としての武士を指すものと思われる。従来は「脇乗」とする本文に基き、「騎馬の主人のわきに随従する者」という解が行われている。」とする。○新大系:「わきだれ」と読み、注三三「未勘」として「わきさし」「脇乗」の二説を紹介する。○旧・新全集:「わきだれ」と読み、旧は注五「語義未詳」として二説を紹介、新は注二四「語義未詳」とする。

〔考説〕 鈴鹿本から見れば「脇乗」はあり得ない。「わきさし」は、『日本国語大辞典』が引く『書言字考節用集』に「諮請 ワキサシ 僧家謂左右侍者為諮請猶言脇士」とある、僧徒の間でこの語が存在していたとすれば、今昔編者の使い慣れた表記で

あつたと考えられ、「ワキザシ」が適當と
いうことになろう。

詣鳥部寺女値盗人語第廿二

○標題の中の「語第廿二」は今までとは異
なり、あまり違和感がない。

鈴鹿本卷 29・35 丁表 其ノ人ノ妻トハ故ニ不云ス

(174
頁3行)

〔各説〕○諸注、意識的に匿名にしたとする見解は
共通だが、旧全集注八・新全集注二は「姓
名の明記を期する本集の一般的傾向からし
て、これは、本話の資料となったものの表
現を直接継承したのではなく、本集撰者
の意識的表記である可能性が強い。」とする。
○新大系はそこまで踏み込まず、注三五「匿
名によつて事実性がむしろ強調される。」と
する。

〔考説〕男が女の衣を取る・取らないの評を付加す
る姿勢から見て、全集の説が適當と考える。

具妻舟波国男於大江山被縛第廿三

○標題中「語」の文字がない。

〔各説〕○新大系：「語」を補入し、注二四「底本
欠。蓬左本を除く諸本により補う。」○新全
集：「語」を補わず補読、解題に「本標題
中、「語」の字脱する。」

〔考説〕目録標題には存在するので、不注意による
脱落であろう。ここでは「被縛第廿三」が
筆跡の違う部分であり、「被縛」を加えた追
記であつたために、その段階で紛れたもの
と考える。

鈴鹿本卷 29・36 丁表、37 丁裏 舟波 (175 頁 5・6
行、176 頁 16 行)

〔各説〕○旧全集：注二〇「底本「舟」を「舟」に
作るが、意によつて改める。題も同じ。」、
新全集もほぼ同じ。

〔考説〕「舟波」の「舟」字、三例とも「舟」を書く。
第二五話の「舟波守」も同じ。この筆写者

は卷27第29話の筆写者と同一人と思われるが、そこでも「丹波中将」を「丹波中将」と書く。この筆写者の書き癖だったのであろう。

鈴鹿本卷29・37丁表 男ノ云フニ随テ本ノ男被縛付テ見ケムニ(176頁10・11行)

〔各説〕「テ」について各説がある。○旧大系：注一八「下句においては主格が転換することに注意。」○旧全集：注三九「随テ」はあ
るいは「随ツ」の誤写か。または、ゆるい
逆接か。」新全集も同じ。○新大系：注二六
「何許思ケム」に注して「上の「本ノ男」・
見ケムニ」を挿入句と見なせば、主語は女
と解することもできるが、この一文の後半
の主語が「本ノ男」に転換していると解す
べきか。」

〔考説〕諸説「随テ」では落ち着かないための解釈だが、誤写を想定するならば、もつとも可

能性のあるのは「ヲ」であろう。

鈴鹿本卷29・37丁裏 其二男ヲハ「免シテ不殺ナリヌルソ馬ヲハ」疾ク(176頁13・14行)

〔各説〕○旧大系：注二〇「其二免シテ男ヲバとあるのが普通の表現なるを強調するために語順が変えてあることに注意。」○旧全集：注二「通常態の語順からすると、「免シテ」と「男ヲバ」とを倒置した形。」新全集も同じ。
○新大系：注二九は訳のみ。

〔考説〕諸説触れていないが、鈴鹿本では「」内に示した部分が書き落とされ、同筆で行間に追記して補入されている。「男ヲハ」と「馬ヲハ」の「ヲハ」が同一であったことによる目移りであろう。ここで筆写者の注意が散漫になったことから見て、「語順の変化」と指摘されているものが本来的な意図に基づくものではなく、訂正の手間を省いた結果、そうなったものと見たい。すなわち、

「其二」まで書いて来て、「馬」の方に目移りし、それでいて「男」を書いてしまう。

目移りしてしまっているために、その後の「疾ク」の方へ書き継いでゆき、一段落したところで、書き落としを発見し、補入の作業に入る。本来は「其二」の後に入るべき「免シテ」だったが、「男ヲバ免シテ」で意味が通るじゃないか、と短絡的に考えて、補入を一回ですませてしまふ、こういう誤写の手順が推定されるのである。

近江国主女将行美濃国売男語第廿四

鈴鹿本卷29・8丁表 年来付仕ケル思ノ(177頁9行)

〔各説〕諸説誤写で一致。旧大系がもつとも詳しい。

注六「底本かく作るは、前行の同字「京ニ上ナムト思ケレドモ」の「思」に牽引されて誤つたものであろう。諸本は「男」。

〔考説〕旧大系の説でよい。注意すべきは、前話でも誤写をし、ここでも誤写を引き起こす筆

写者の調子、あるいは姿勢である。この部分はついに誤写に気付かなかつたのである。

鈴鹿本卷29・39丁表 思ヒ纏テ有ケルニ(178頁12行)

〔各説〕○旧大系：注二四「底本、破損のために不明。」として他本の「ケルニ」とあることを指摘する。○新全集：注五「底本「ルニ」の二字、破損による欠字。」

〔考説〕鈴鹿本の補修によって、従来破損とされていた部分が見える場合がある。新全集の注はその成果である。なお云えば、「ル」の右上部分、「ニ」の下面の左部分が見えており、「ルニ」の存在も推定できる。

鈴鹿本卷29・39丁表 下衆ノ云ハム事ニハ不付ニ

シキ也(178頁15行)

〔各説〕旧全集：注八「マ」は底本「ニ」。誤写とみる。新全集も同じ。

〔考説〕旧全集の言う通りで、下面の短い字体であ

るべきところ、しつかり長く書いてしまっ
ている。

舟波守平貞盛取児肝語第廿五

○「丹」は二三話と同じく「舟」と書くこ
と、旧・新全集が指摘する。

鈴鹿本卷 29・39 丁表 極シク可慎キ瘡也(179 頁 6 行)

〔各説〕なし。

〔考説〕「瘡」字、鈴鹿本では同行の他の文字よりも
細く薄い墨書の文字になっている。空格に
しておいて後に補入したか、あるいは他の
文字を摺り消して訂正記入したかのいずれ
かで、後者の可能性が高い。なお、次項参
照。

鈴鹿本卷 29・39 丁裏 我力瘡ヲハ疵ト此ノ医師ハ

見テケリ(179 頁 8 行)

〔各説〕なし。

〔考説〕「疵」字、鈴鹿本では抹消を意図したと見ら

れる汚れがある。本来は「かさ」を「きず」
と見る、の意で、「疵」字で良いわけだが、
この筆写者は、それでは納得しなかったの
であろう。前項の「瘡」字の字体の問題も
同じ原因と考えれば良いと思われる。前項
部分については「疵」を「瘡」と訂正して
しまったが、こちらは抹消しただけで、訂
正には至らなかつたものと思返したものが。
「疵」でよかつたのだと思返したものが。

鈴鹿本卷 29・40 丁表 左衛門ノ尉ノ(180 頁 8 行)

〔各説〕○旧全集…注二六「破損による欠字。「ノ」
が該当するか。」諸注同じ。

〔考説〕これも鈴鹿本修復によって、虫損の中から
「ノ」字が明瞭に見える。

おわりに

今年度で田口が定年退職となるので、文教大学説
話ゼミもその歴史を閉じることになる。せめて巻二

十九についての報告を終わらせておきたかったが、田口の多忙のために第十六話から第二十五話までと
なつた。次号で卷二十九は完結としたい。

説話ゼミ参加者氏名 教授 田口和夫

伊賀北斗 浦部誠 川上由香理

近藤敏之 塩崎隆洋 山田麻美

姚偉麗 渡辺麻衣子